

Auto Club Supporter 規約

第1条

Auto Club賛助員「オートクラブ・サポーター」（以下、AC S員という）とは、明治学院大学に在籍する学生が自動車に触れる機会を提供し、健全な交通社会、自動車文化の発展に寄与することを目的として学内で設立したAuto Clubの賛助員をいう。

（名称）

第2条

AC S員を「クラブ・サポーター」と称して表現する場合がある。

（資格）

第3条

AC S員は、第1条に賛同しクラブのジムカーナ競技活動を支援、支持する個人又は法人とする。

（支援受付について）

第4条

本規約に同意の上、ご支援をお願いいたします。

（支援を辞退する場合）

第5条

当クラブは、入会申込者が以下の項目に該当すると判断した場合は支援を辞退することが出来る。

1. クラブが理由を問わずAC S員とすることを不適切と判断した場合。

（賛助内容）

第6条

第6条 AC S員の支援内容は以下の通りとする。

1. 支援 1口 1,000円 個人は1口から 個人事業主・法人（以下、企業という）は10口から
2. AC S員期間は毎年4月1日より1年間とする。途中入会の場合もその年の3月末日までの期間とする。（ただし、特例として2025年3月までに支援した場合は2026年3月まで有効とする）
3. 既に納入された支援金は理由を問わず一切払い戻しは行われない。

又は

4. 物品、サービス、ノウハウの提供
5. 4のご支援については内容をメールでご連絡ください。

(申込方法)

第7条

〈氏名、住所、活動報告メールの有無〉を記載しメールアドレス：mguac128@gmail.com 宛に送信ください。事務局よりお礼のご案内のメールを返信いたします。

支援受付口座

イシダ タクミ PayPay銀行 0033つばめ支店（ツバメ） 店番号006 口座番号1442510

(リターン)

第8条

1. 希望する方には活動報告を適時メールでお送り致します。
2. 企業・ロゴをWEBサイト内クラブサポーター、一覧に掲載いたします。
3. 企業・ロゴを活動随所に掲載いたします。
4. 個人の承諾が得られる場合に限り、氏名をWEBサイト内クラブサポーター、一覧に掲載いたします。
5. その他、ご相談の内容に応じて学生が若さみなぎる行動力を糧にお手伝いいたします。

(報告)

第9条

1. 賛助金の用途は毎年3月にクラブサポーターにメールにて報告する。

(付則)

この規約は2025年11月1日から施行する。
2026年3月1日改訂